

四万十市と京都看護大学との連携・協力に関する協定書

四万十市（以下「甲」という。）及び学校法人京都市育英館京都看護大学（以下「乙」という。）は、相互に連携及び協力をすることに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙との連携及び協力のもと、相互の人的及び知的資源の交流又は活用を図り、地域医療の推進、看護職の養成及び看護研究の推進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1）保健、医療及び福祉の課題解決に向けた調査研究に関する事項
- （2）地域住民に対する健康増進等の支援方策の研究に関する事項
- （3）看護職人材の育成及び確保に関する事項
- （4）その他甲及び乙が協議し、必要と認める事項

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙からの申し入れがないときには、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、甲及び乙との連携及び協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ、別に定めるものとする。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年1月8日

（甲）四万十市中村大橋通4丁目10番地

四万十市

四万十市長

中平正宏



（乙）京都市中央区壬生東高田町1-21

学校法人京都市育英館 京都看護大学

京都看護大学長

豊田久美子

